

EUにおける欧州国境監視システムの創設

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 加藤 浩

【目次】

はじめに

I 欧州国境監視システム創設の経緯

II 規則の概要

おわりに

翻訳：欧州国境監視システム (EUROSUR) を創設する

2013年10月22日の欧州議会及び理事会の規則

(EU) No 1052/2013

はじめに

人や物、資本やサービスの自由な移動を可能とする共通市場を創設し、経済の活性化を目指すEUにとって、国境管理の効率化・簡素化は大きな取組の一つである。加盟国における域内国境検査の撤廃、域外国境の共通管理、共通ビザの発給等を定めたシェンゲン協定 (Schengen Agreement) 等の諸協定とそれらに関連するEU諸法規は、その取組の成果であり、これによって形成された地理的領域はシェンゲン領域 (Schengen Area) と呼ばれる。⁽¹⁾

シェンゲン領域に多くのEU加盟国が属するようになると、域外国境管理の重要性が相対的に増加するようになる。一度EU域内に入り込めば、シェンゲン領域の内部を原則的に自由に移動できるため、治安等にも大きな影響が出る

からである。

本稿は、EUの域外国境管理における各加盟国の情報共有と協力の枠組みである欧州国境監視システムについて、その創設の経緯と、創設に係る規則の概要を紹介するものである。末尾には、規則の翻訳を付す。

I 欧州国境監視システム創設の経緯

2010年末に始まった「アラブの春」と呼ばれる中東や北アフリカにおける民主化の動きとそれに伴う政治的混乱に収束の気配が見えず、内戦状態を呈する国々もある中、これらの地域からEU諸国へ流入しようとする難民が増加するようになった⁽²⁾。難民は、政治的亡命を求め、あるいは戦争や貧困から逃れるため、新天地を求めて欧州を目標として押し寄せたのである。難民対策と域外国境管理の強化は、EU全体にとって大きな課題となってきていた。

このような状況を受けて、2011年6月23～24日に開催された欧州理事会 (European Council : EU加盟国の首脳が参加して、EUの政治的方向性や政策の優先順位を定める会議) は、会議の結論として発出した文書において、域外国境を効率的に管理しEU全体で同一の基準を適用すること、そのために必要な手段を最適な方法で使用する、2004年に域外国境の管理及

(1) シェンゲン圏とも呼ばれる。EUでは、イギリスとアイルランドが不参加であり、またキプロス等の若干の加盟国で協定の発効が遅れている。なおシェンゲン領域には、EU非加盟国であるノルウェー、スイス等も参加している。詳しくは神田正淑「EUの司法・内務」植田隆子ほか編著『新EU論』信山社、2014、pp.104-118; 「EU域内の「移動の自由」とは？」『EU MAG』vol.3, 2012.4. <<http://eumag.jp/question/f0412/>>等を参照。なお本稿におけるインターネット情報は2014年10月27日現在である。

(2) 例えばイタリアに漂着したり沖合で救助されたりした難民が、2014年1月～8月に約12万人に上り、「アラブの春」で難民があふれた2011年の6万3千人をはるかに上回るという報道がある。「難民船対策 EU本腰」『朝日新聞』2014.9.5.等を参照。

び越境犯罪の防止活動の調整等のために設立されていた欧州域外国境管理協力庁（European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States of the European Union、以下「管理協力庁」）の運用能力を高めて不法移民防止対策等を強化すること、そして国境の監視活動に携わる加盟国の関係官庁が運用上の情報を共有し協力体制を改善できるようにするために、欧州国境監視システムを優先的に整備して2013年までに運用可能とすること等を、EUの採るべき方針として述べるに至った。⁽³⁾

これまで欧州国境監視システムの構想に関しては、EUの南部海域の域外国境の管理強化に係る政策文書⁽⁴⁾やこのシステムの創設について精査する文書⁽⁵⁾が欧州委員会から提出されていたが、ここにおいて欧州委員会は、欧州国境監視システムの創設に係る規則案を2011年12月12日に欧州議会及びEU理事会（Council of the European Union：EU加盟国の閣僚級の理事会で、欧州議会と並ぶEU法の立法機関の一つ）に提出し、法的な根拠を持つシステムの創設に向けて動き出すこととなった⁽⁶⁾。

その後2013年10月3日に、主にエリトリア

とソマリア出身の500人以上の難民を乗せてリビアを出港したトロール漁船で火災が発生し、イタリア最南端のランペドゥーザ島沖で沈没し、366人の犠牲者が出た。難民の流入する経路としては、これまでも中東等からトルコを經由してギリシャに向かう陸路のルートや、北アフリカからイタリアを目指す海路のルートが一般的によく使われるものとして知られていたが、これほどの多数の犠牲者が一挙に出た悲劇的な事故はこれが初めてであった。難民の早期保護や域外国境管理対策の強化は、EUにとって、より緊急性を増すものとなった。⁽⁷⁾

この事故の発生直後の2013年10月24～25日に開かれた欧州理事会は、会議の結論において、管理協力庁の地中海及びEU南東部の域外国境における活動強化と、欧州国境監視システムの迅速な実施による不法な越境の探知と人命救助への貢献等をEUの必要な対策として列挙して、前述のような事故の再発防止の決意を表明した。⁽⁸⁾

欧州国境監視システムを創設する規則⁽⁹⁾は、事故直後の2013年10月10日に欧州議会を通過し、この欧州理事会の開催前日の2013年10月22日にEU理事会で採択され、同日に正式

-
- (3) “European Council 23/24 June 2011 Conclusions,” 2011.9.29, p.9. <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/123075.pdf>
- (4) Commission of the European Communities, *Reinforcing the management of the European Union's Southern Maritime Borders*, COM (2006) 733final, 2006.11.30. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52006DC0733&qid=1413800567186&from=EN>>
- (5) Commission of the European Communities, *Examining the creation of a European Border Surveillance System (EUROSUR)*, COM (2008) 68final, 2008.2.13. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008DC0068&qid=1413800918713&from=EN>>
- (6) European Commission, *Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL Establishing the European Border Surveillance System (EUROSUR)*, COM (2011) 873final, 2011.12.12. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52011PC0873&qid=1413800296649&from=EN>>
- (7) 長澤孝昭「移民・難民政策の強化に乗り出したEU」『EU MAG』vol.22, 2013.11. <<http://eumag.jp/behind/d1113/>>
- (8) “European Council 24/25 October 2013 Conclusions,” 2013.10.25, p.18. <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/139197.pdf>
- (9) REGULATION (EU) No 1052/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 October 2013 establishing the European Border Surveillance System (Eurosir) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1052&qid=1406264775361&from=EN>>

に法制化された。イタリアやギリシャ等の地中海沿岸諸国においては、システム稼働のために必要な各国調整センター（national coordination centre、後述）の設立が早くも 2013 年 12 月 2 日から行われることとなった⁽¹⁰⁾。

II 規則の概要

1 規則の目的と範囲等

不法移民と越境犯罪の探知・防止等に加えて移民の確実な保護と救出という目的の下、域外国境における情勢を把握する能力（情勢認識能力）と不法な越境行動の阻止等のための適切な能力（対応能力）を向上させるために、加盟国と管理協力庁との間での情報交換と協力の枠組みとして欧州国境監視システムを構築する（第 1 条及び第 3 条）。また、規則の適用の際には、ノン・ルフールマン原則⁽¹¹⁾や人間の尊厳の尊重の原則等の基本的な諸権利を遵守し、データ保護の要件に沿うことを規定する。児童、人身売買の犠牲者、緊急の医療援助が必要な者等に対しては、優先的な取扱いを行う。（第 2 条）

2 各国調整センター

各国内の国境監視に責任のある関係当局の活動の調整と情報交換のために、加盟国ごとに各国調整センターを設立する。このセンターは、他の加盟国のセンター及び管理協力庁との活動の調整及び情報交換を行うための唯一の接点となる。（第 5 条）

3 国別情勢概観図等の構築による情勢認識能力の改善

各国調整センターは、様々な情報源から準リアルタイムで寄せられる情報に基づいて、グラ

フィカル・インターフェースを備えた国別情勢概観図（national situational picture）を構築し、維持する。様々な事件や国境監視活動で得られた情報は、この国別情勢概観図に投入される。同様に、管理協力庁は、各国の国別情勢概観図から寄せられた情報等を基に欧州情勢概観図（European situational picture）を構築し、維持する。また管理協力庁は、域外国境の外側の地理的領域に関して、効果的で正確・適時な情報と分析を各国調整センターに提供するために、共通の国境外インテリジェンス情報概観図（common pre-frontier intelligence picture）を構築し、維持する⁽¹²⁾。各概観図の情報は、各国調整センターや管理協力庁の間で、必要に応じて共有され交換される。なお各概観図は、投入される情報等の内容や類型等によって区分される事件層、運用層、分析層から構成され、これらの各層は、さらに様々な下位層から成る。（第 8 条～第 11 条）

4 域外国境区域、影響レベルの設定と対応能力の向上

各国は域外国境を複数の国境区域（border sections）に分割し、管理協力庁は、それらに対して「低」・「中」・「高」の影響レベルを付与する。また様々な事案が発生した際の各国境区域における標準化された対応が可能となるよう、これらの影響レベルごと取るべき活動について規定する。また影響レベルは欧州情勢概観図に反映する。（第 14 条～第 16 条）

5 他の関係機関、アイルランド及びイギリス、第三国との協力

EU の刑事警察、海上安全、漁業管理等に係る専門機関等との協力を定める。またシェンゲ

(10) 翻訳の第 24 条第 3 項を参照。

(11) 難民を、迫害が予想される国・地域に追放ないし強制送還しないという国際法上の原則。

(12) インテリジェンス情報とは、専門家による加工・分析を経た情報を指す。

ン領域に参加していないアイルランド及びイギリスとの協力、EU外の隣接する第三国との協力についても定めている。(第18条～第20条)

おわりに

2013年中に各国調整センターを設立することになっていた加盟国⁽¹³⁾は、全てその設立を終えている⁽¹⁴⁾。2014年中には、参加予定の残りの

加盟国も、この欧州国境監視システムの運営に加わる見込みである。難民の早期発見と保護、越境犯罪の抑止といった困難な目的を果たすためには、欧州国境監視システム単独ではなく、例えば海上安全に係る既存のシステム等との連携が必須であるとの見解もある⁽¹⁵⁾。このシステムがどのように活用されていくのか、今後が注目されるところである。

(かとう ひろし)

(13) 前掲注(10)参照。

(14) European Commission, *Fifth bi-annual report on the functioning of the Schengen area, 1 November 2013 - 30 April 2014*, COM (2014) 292final, 2014.5.26, p.5. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52014DC0292&qid=1413805652721&from=EN>>

(15) European Commission, *5th Annual Report on Immigration and Asylum (2013)*, COM (2014) 288final, 2014.5.22, pp.10-11. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52014DC0288&qid=1413807396752&from=EN>>

欧州国境監視システム（EUROSUR）を創設する 2013 年 10 月 22 日の 欧州議会及び理事会の規則（EU）No 1052/2013

Regulation (EU) No 1052/2013 of the European Parliament and of the Council of 22 October 2013
establishing the European Border Surveillance System (Eurosur)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 加藤 浩訳

【目次】

第 1 編 総則（第 1 条～第 3 条）
第 2 編 枠組み
第 1 章 構成要素（第 4 条～第 7 条）
第 2 章 情勢認識能力（第 8 条～第 13 条）
第 3 章 対応能力（第 14 条～第 16 条）
第 3 編 特別規定及び最終規定（第 17 条～第 24 条）
附則
理事会の声明

欧州議会及び欧州連合理事会は、欧州連合運営条約 [Treaty on the Functioning of the European Union]、特にその第 77 条第 2 項第 d 号に鑑み、…中略…この規則を採択した。⁽¹⁾

第 1 編 総則

第 1 条 主題

この規則は、不法移民及び越境犯罪を探知し、防止し及びそれらと闘うという目的並びに移民の保護及び移民の生命の救出を確保することに貢献するという目的で、欧州連合加盟国の域外国境（以下「域外国境」）における情勢認識能力の改善及び対応能力の向上のために、加盟国

及び管理協力庁 [欧州域外国境管理協力庁：European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States of the European Union を指す。第 3 条第 a 号を参照。]⁽²⁾との間での情報交換及び協力のための共通の枠組み（欧州国境監視システム）を構築するものである。

第 2 条 範囲

1. この規則は、不法移民及び越境犯罪を探知し、防止し及びそれらと闘うという目的並びに移民の保護及び移民の生命の救出を確保することに貢献するという目的で行われる、無許可の越境行動に対する監視、探知、確認、追跡、防止及び捕捉という諸活動を含む陸上及び海上における域外国境の監視活動に適用するものとする。
2. この規則は、加盟国が自発的に欧州国境監視システムに情報を提供する場合には、国境横断地点において行う諸検査と同様に、空域の国境の監視活動にも適用することができるものとする。
3. この規則は、加盟国の責任を有する関係官庁が国境を越えた犯罪行動又は人間による域

(1) この翻訳は、REGULATION (EU) No 1052/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 October 2013 establishing the European Border Surveillance System (Eurosur) (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1052&qid=1406264775361&from=EN>) を訳出したものである。注は全て訳者によるものであり、訳文中の [] 内の語句は、原語も含め、訳者による補記である。欧州連合運営条約第 77 条第 2 項第 d 号は、欧州議会及び欧州連合理事会 (EU 理事会) が、域外国境に関する統合的運営システムの漸進的設立のためにあらゆる必要な立法措置を採択することについて定めたものである。なおインターネット情報は 2014 年 10 月 27 日現在である。

(2) EU における域外国境の管理及び越境犯罪の防止活動の調整等のために設立された機関。

外国境の無許可横断を捕捉した後の、いかなる法的又は行政上の措置に対しても適用してはならない。

4. 加盟国及び管理協力庁は、この規則を適用する場合には、基本的な諸権利を遵守しなければならない。特にノン・ルフールマン原則⁽³⁾及び人間の尊厳の尊重の原則並びにデータ保護のための要件に沿わなければならない。加盟国及び管理協力庁は、児童、身寄りのない未成年者、人身売買の犠牲者、緊急の医療援助を必要とする者、国際的な保護を必要とする者、海上で遭難した者及び特に脆弱な状況下にあるその他の者の特別な要求に対して、優先的に対応しなければならない。

第3条 定義

この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (a) 「管理協力庁」とは、規則 (EC) No 2007/2004⁽⁴⁾によって設立された欧州域外国境管理協力庁をいう。
- (b) 「情勢認識能力」とは、新規の情報を既存の知識と結合し、それに基づいて取られる対応措置の論理的な根拠を確認するために、及び域外国境、域外国境沿いの地域又は域外国境の近辺で生じる移民の生命の損失をより減少させ得るようにするために、不法な越境行動を監視し、探知し、確認し、追跡し及び認識する能力をいう。
- (c) 「対応能力」とは、域外国境、域外国境沿いの地域又は域外国境の近辺で発生する不法な越境行動の阻止を企図した活動を遂行する能力をいい、適切に対応するための手段と時間的工程を含むものである。

(d) 「情勢概観図」[situational picture]とは、様々な関係官庁、監視装置、プラットフォーム及び他の情報源から受け取った準リアルタイムのデータ及び情報で、域外国境沿いの地域及び国境外地域における情勢認識能力の獲得及び対応能力の維持のために情報伝達経路を通じて他の関係官庁と共有されているものを表示するための、グラフィカル・インターフェースをいう。

(e) 「越境犯罪」とは、域外国境、域外国境沿いの地域又は域外国境の近辺で、国境を越える規模で行われるあらゆる重大な犯罪をいう。

(f) 「域外国境区域」とは、各加盟国の法律で定められた、又は当該国の各国調整センター若しくは責任を有するその他の関係官庁によって決定された、加盟国の陸上又は海上の域外国境の全体又は一部分をいう。

(g) 「国境外地域」とは、域外国境の外側の地理的領域をいう。

(h) 「危機的情勢」とは、域外国境、域外国境沿いの地域又は域外国境の近辺で発生する、域外国境の管理に著しい影響を及ぼす可能性のある、全ての自然若しくは人的災害、事故、人道的若しくは政治的危機又はその他の全ての重大な情勢をいう。

(i) 「事案」とは、域外国境、域外国境沿いの地域又は域外国境の近辺での、不法移民、越境犯罪又は移民の生命に対する危険に関連する情勢をいう。

第2編 枠組み

第1章 構成要素

(3) 難民を、迫害が予想される国・地域に追放ないし強制送還しないという国際法上の原則。

(4) COUNCIL REGULATION (EC) No 2007/2004 of 26 October 2004 establishing a European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States of the European Union. (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02004R2007-20111212&qid=1406611470511&from=EN>)

第4条 欧州国境監視システムの枠組み

1. 加盟国と管理協力庁は、情報交換のため及び国境監視活動の分野での協力のため並びに既存の情報交換及び協力の仕組みを考慮に入れて、次の各号に掲げる構成要素から成る欧州国境監視システムの枠組みを使用するものとする。
 - (a) 各国調整センター
 - (b) 国別情勢概観図
 - (c) 通信ネットワーク
 - (d) 欧州情勢概観図
 - (e) 共通の国境外インテリジェンス情報⁽⁵⁾概観図
 - (f) 監視手段の共通利用
2. 各国調整センターは、管理協力庁に、通信ネットワークを経由して、欧州情勢概観図及び共通の国境外インテリジェンス情報概観図の構築及び維持のために必要とされる、国別情勢概観図からの情報を提供するものとする。
3. 管理協力庁は、各国調整センターに、通信ネットワークを経由して、欧州情勢概観図及び共通の国境外インテリジェンス情報概観図への無制限のアクセスを許可するものとする。
4. 第1項の各号に掲げられた構成要素は、附則に略述された諸原則と一致するように、構築し、維持するものとする。

第5条 各国調整センター

1. 各加盟国は、他国の各国調整センター及び管理協力庁との間におけるのと同様に、各国の国内段階においても、その域外国境の監視活動に責任を有する全ての関係官庁との間において、調整及び情報交換を行う各国調整センターを指定し、運営し及び維持するものと

- する。各加盟国は、自国における各国調整センターの設立について、欧州委員会に報告するものとし、他の加盟国及び管理協力庁にも直ちに通知するものとする。
2. 各国調整センターは、第17条に規定する内容を侵害することなく及び欧州国境監視システムの枠組みの中で、他国の各国調整センター及び管理協力庁との情報交換及び協力のための、唯一の接点であるものとする。
3. 各国調整センターは、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (a) 他国の各国調整センター及び管理協力庁との間と同様に、域外国境の監視活動に責任を有する全ての国内の関係官庁との間において、適時の情報交換及び適時の協力を確保すること。
 - (b) 捜索及び救難、法執行、庇護並びに移住を担当する各国国内段階での関係官庁との適時の情報交換を確保すること。
 - (c) 効果的及び効率的な資源及び人員の管理に貢献すること。
 - (d) 第9条に基づいて国別情勢概観図を構築し、維持すること。
 - (e) 各国の国境監視活動の計画及び実施を支援すること。
 - (f) 各国の国境監視システムを、各国の法律に基づき調整すること。
 - (g) この規則のために実施される各国の国境監視活動の効果について、その定期的測定に貢献すること。
 - (h) 管理協力庁及び他の加盟国の権限を侵害することなく、他の加盟国と運営方法を調整すること。
4. 各国調整センターは、1日24時間かつ週7日稼働するものとする。

(5) この規則における「インテリジェンス情報」とは、専門家による加工・分析を経た情報を指す。

第 6 条 管理協力庁

1. 管理協力庁は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (a) 第 7 条に基づいて欧州国境監視システムのための通信ネットワークを構築し、維持すること。
 - (b) 第 10 条に基づいて欧州情勢概観図を構築し、維持すること。
 - (c) 第 11 条に基づいて共通の国境外インテリジェンス情報概観図を構築し、維持すること。
 - (d) 第 12 条に基づいて監視手段の共通利用について調整すること。
2. 第 1 項の目的のため、管理協力庁は、1 日 24 時間かつ週 7 日稼働するものとする。

第 7 条 通信ネットワーク

1. 管理協力庁は、[情報の] 伝達及び分析の手段を提供するために、並びに安全な方法及び準リアルタイムで、各国調整センターとの間で及び各国調整センター間で、機密扱いではないが取扱注意の情報及び機密扱いの情報の交換に向けて準備をするために、通信ネットワークを構築し、維持するものとする。このネットワークは、1 日 24 時間かつ週 7 日稼働するものとし、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。
 - (a) 準リアルタイムでの 2 国間及び多国間の情報交換
 - (b) 音声及び映像による会議開催

- (c) 機密扱いではないが取扱注意の情報の、安全な取扱い、蓄積、伝送及び加工
- (d) 機密情報が、通信ネットワークの中での、独立した及び充分信頼のおける区分において取り扱われ、蓄積され、伝送され及び加工されることを確保した上での、欧州連合の「制限」[RESTREINT UE/EU RESTRICTED]⁽⁶⁾ レベルに至るまでの [あらゆる] 機密情報又は各国の同等のレベルの機密情報の、安全な取扱い、蓄積、伝送及び加工
2. 管理協力庁は、技術的支援を提供するものとし及び通信ネットワークが管理協力庁の運営するその他の全ての関連ある情報通信システムとの相互運用性を有することを確保するものとする。
3. 管理協力庁は、規則 (EC) No 2007/2004 の第 11d 条⁽⁷⁾に基づいて、通信ネットワークにおける機密扱いではないが取扱注意の情報及び機密情報の、交換、加工及び蓄積を行うものとする。
4. 各国調整センターは、欧州委員会手続規則⁽⁸⁾で示された規則及び基準と同等の規則及び基準を遵守して、通信ネットワークにおける、機密扱いではないが取扱注意の情報及び機密情報の、交換、加工及び蓄積を行うものとする。
5. 加盟国の、通信ネットワークを使用する関係官庁、専門機関及び他の機関は、管理協力庁が適用するセキュリティ規則及び基準と同等の規則及び基準が、機密情報の取扱いにお

(6) 機密情報には 4 種類のレベルがあり、その中で最も機密の度合いの低いものが「制限」(RESTREINT UE/EU RESTRICTED) レベルである。「制限」レベルは、無許可の開示が欧州連合や加盟国の不利益になり得る情報に適用される区分である。機密情報の区分については、欧州委員会における手続について定めた次の規則の p.32 等を参照。RULES OF PROCEDURE OF THE COMMISSION (C (2000) 3614) (Consolidated version) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TEXT/PDF/?uri=CELEX:02000Q3614-20111116&qid=1407479116118&from=EN>>

(7) 規則 (EC) No 2007/2004 は、前掲注(4)を参照。第 11d 条は、機密情報及び機密扱いではないが取扱注意の情報の保護に関する規定である。

(8) 前掲注(6)の規則を指す。なお本稿の原文はこの箇所に原注を付し、2000 年 12 月 8 日刊行の欧州連合官報 L308 号の p.26 以降に掲載された制定当時の当該規則を示している。

いて遵守されることを確保するものとする。

第2章 情勢認識能力

第8条 情勢概観図

1. 国別情勢概観図、欧州情勢概観図及び共通の国境外インテリジェンス情報概観図は、情報の収集、評価、照合、分析、解釈、生成、視覚化及び配信によって作成されるものとする。
2. 第1項に掲げる各概観図は、次の各号に掲げる層 [layer] で構成されるものとする。
 - (a) 事件層
 - (b) 運用層
 - (c) 分析層

第9条 国別情勢概観図

1. 各国調整センターは、各国段階において、域外国境の管理及び特に監視活動に責任を有する全ての関係官庁に、効果的、正確及び適時な情報を提供するために、国別情勢概観図を構築し、維持するものとする。
2. 国別情勢概観図は、次の各号に掲げる情報源から収集した情報で構成されるものとする。
 - (a) 各国の法律に基づいた各国の国境監視システム
 - (b) 域外国境の監視活動に責任を有する各国関係官庁が運用する固定式及び可動式の監視装置
 - (c) 国境監視活動及び他の監視の任務を帯びた巡視隊
 - (d) 現地 [local] 調整センター、地方 [regional] 調整センター⁽⁹⁾及び他の調整センター
 - (e) 連絡担当官 [liaison officers]、管理運営センター及び連絡窓口 [contact points] を

含む他の適切な各国関係官庁及びシステム

- (f) 管理協力庁
 - (g) 他の加盟国の各国調整センター
 - (h) 2国間又は多国間の協定及び第20条に掲げる地域ネットワークを [共通の] 基礎とする第三国の関係官庁
 - (i) 法的根拠に基づいた船位通報システム
 - (j) 他の関連する欧州機関及び国際機関
 - (k) その他の情報源
3. 国別情勢概観図の事件層は、次の各号に掲げる下位層で構成されるものとする。
 - (a) 無許可の越境行動に関する下位層 各国調整センターが取得可能な移民の生命の危険に関連する事案に係る情報を含むもの
 - (b) 越境犯罪に関する下位層
 - (c) 危機的情勢に関する下位層
 - (d) [前掲 (a) ~ (c) 以外の] 他の事件に関する下位層 関係する加盟国の域外国境、域外国境沿いの地域又は域外国境の近辺における、身元不明の及び疑わしい、車両、大型船及び他の船舶並びにその場にいる者に係る情報を保持し、域外国境の管理に著しい影響を及ぼす可能性のあるその他の全ての事件にも関するもの
 4. 各国調整センターは、国別情勢概観図の事件層における各事案に対して、「低」及び「中」から「高」に至るまでの度合いを表示した影響レベルを1つ付与するものとする。全ての事案は、管理協力庁と共有されるものとする。
 5. 国別情勢概観図の運用層は、次の各号に掲げる下位層で構成されるものとする。
 - (a) 法執行の任務の支援のための軍事的資産⁽¹⁰⁾及び作戦区域を含む、[各国の] 保有資産に関する下位層 保有資産の位置、地位及び類型に係る情報並びに関係官庁に係る情報を保持するもの。法執行の任務の支援の

(9) 地方調整センターは、現地調整センターよりも地理的に広い範囲を管轄する。

(10) この規則における「資産」は、物、人、組織、情報など幅広い内容を含むものである。

ための軍事的資産 [の情報] に関しては、各国調整センターは、その軍事的資産に責任を有する関係官庁の求めに応じて、その情報の利用について、知る必要性 [need-to-know] に基づく制限を決定することができるものとする。

- (b) 環境情報に関する下位層 関係する加盟国の域外国境における地勢及び気象条件に係る情報を保持する又はその情報の利用を可能とするもの
- 6. 運用層における [各国の] 保有資産に係る情報は、欧州連合の「制限」⁽¹¹⁾レベルの情報として区分されるものとする。
- 7. 国別情勢概観図の分析層は、次の各号に掲げる下位層で構成されるものとする。
 - (a) 情報の下位層 この規則に関連する主要な [情勢] 展開の状況及び指標を保持するもの
 - (b) 分析の下位層 この規則に関連する分析報告、リスク評価動向、地域の監視記録及び概況メモを含むもの
 - (c) インテリジェンス情報の下位層 この規則に関連する及び特に域外国境区域に対する影響レベルの付与に関連する分析情報を保持するもの
 - (d) 画像及び地理データの下位層 (地球観測画像による) 参照画像、背景地図、分析情報の検証及び変動解析に加えて、変動検出、地理基準データ及び域外国境の通過容易度マップを含むもの
- 8. 国別情勢概観図の、分析層の保持する情報及び運用層の環境情報に係る情報は、欧州情勢概観図及び共通の国境外インテリジェンス情報概観図で提供される情報を基礎とすることができるものとする。
- 9. 隣接する加盟国の各国調整センターは、相

互に、直接に及び準リアルタイムで、次の各号に掲げる事項に関連する、隣接域外国境区域の情勢概観図を共有するものとする。

- (a) 事件層の保持する事案及び他の重要な事件
 - (b) 分析層の保持する戦術的なリスク分析報告
10. 隣接する加盟国の各国調整センターは、運用層の保持する、隣接域外国境区域で運用される [各国の] 保有資産の位置、地位及び類型に関連する情勢概観図を、相互に、直接に及び準リアルタイムで、共有することができるものとする。

第 10 条 欧州情勢概観図

- 1. 管理協力庁は、各国調整センターに、効果的、正確及び適時な情報及び分析を提供するために、欧州情勢概観図を構築し、維持するものとする。
- 2. 欧州情勢概観図は、次の各号に掲げる情報源から収集した情報で構成されるものとする。
 - (a) 国別情勢概観図。ただしこの条で必要とされる限りのものとする。
 - (b) 管理協力庁
 - (c) 欧州委員会。欧州委員会は、域外国境管理の遂行における不十分な点を含む、国境管理に係る戦略的情報を提供する。
 - (d) 欧州連合の代表部及び事務所
 - (e) 他の関連する欧州連合の機関、事務所及び専門機関並びに第 18 条に掲げる国際機関
 - (f) 他の情報源
- 3. 欧州情勢概観図の事件層は、次の各号に掲げる事項に関連する情報を含むものとする。
 - (a) 国別情勢概観図の事件層の保持する事案

(11) 前掲注(6)

- 及び他の事件
- (b) 共通の国境外インテリジェンス情報概観図が保持する事案及び他の事件
- (c) 管理協力庁によって調整された共同作戦、パイロット・プロジェクト又は緊急介入が行われる作戦区域における事案
4. 欧州情勢概観図において、管理協力庁は、各国調整センターによって国別情勢概観図における特定の事案に対して付与された影響レベルを考慮するものとする。
5. 欧州情勢概観図の運用層は、次の各号に掲げる下位層で構成されるものとする。
- (a) 保有資産に関する下位層 管理協力庁の共同作戦、パイロット・プロジェクト及び緊急介入に参加している、又は管理協力庁の支配下にある資産の位置、時間、地位及び類型に係る情報並びに活動地域、巡視スケジュール及び通信コードを含む配置計画に係る情報を保持するもの
- (b) 作戦に関する下位層 綱領、活動場所、地位、活動期間、加盟国及び他の関係者に係る情報、日次及び週次の情勢報告、統計データ並びに報道機関向けの情報パッケージを含む、管理協力庁によって調整される共同作戦、パイロット・プロジェクト及び緊急介入に係る情報を保持するもの
- (c) 環境情報に関する下位層 域外国境における地勢及び気象条件に係る情報を含むもの
6. 欧州情勢概観図の運用層における保有資産に係る情報は、欧州連合の「制限」⁽¹²⁾レベルの情報として区分されるものとする。
7. 欧州情勢概観図の分析層は、第9条第7項で示された国別情勢概観図の分析層と同様の方法で構成されるものとする。

第11条 共通の国境外インテリジェンス情報概観図

1. 管理協力庁は、各国調整センターに、国境外地域に係る効果的、正確及び適時な情報及び分析を提供するために、共通の国境外インテリジェンス情報概観図を構築し、維持するものとする。
2. 共通の国境外インテリジェンス情報概観図は、次の各号に掲げる情報源から収集した情報で構成されるものとする。
- (a) 各国調整センター。他の加盟国の〔派遣した〕連絡担当官から、各国の権限を有する関係官庁経由で、各国調整センターが受領する情報及び報告を含む。
- (b) 欧州連合の代表部及び事務所
- (c) 管理協力庁。管理協力庁の連絡担当官から提供される情報及び報告を含む。
- (d) 他の関連する欧州連合の機関、事務所及び専門機関並びに第18条に掲げる国際機関
- (e) 2国間又は多国間の協定及び第20条に掲げる地域ネットワークを〔共通の〕基礎とし、各国調整センター経由で〔その保持する情報が収集される〕第三国の関係官庁
- (f) 他の情報源
3. 共通の国境外インテリジェンス情報概観図は、空域の国境監視活動及び域外国境横断地点において行う諸検査に関連する情報を保持することができるものとする。
4. 共通の国境外インテリジェンス情報概観図の事件、運用及び分析層は、第10条で示された欧州情勢概観図の各層と同様の方法で構成されるものとする。
5. 管理協力庁は、共通の国境外インテリジェンス情報概観図の事件層における各事案に対して、〔高低の〕度合いを表示した影響レベ

(12) 同上

ルを1つ付与するものとする。管理協力庁は、国境外地域の全ての事案について、各国調整センターに通知するものとする。

第 12 条 監視手段の共通利用

1. 管理協力庁は、各国調整センター及び管理協力庁自身に域外国境及び国境外地域に係る監視活動の情報を、定期的に、信頼できる内容で及び高い費用効果で供給するために、監視手段の共通利用について調整するものとする。
2. 管理協力庁は、各国調整センターの要請に応じて、当該 [センターの属する] 加盟国の域外国境に係る情報及び国境外地域に係る情報で、次の各号に掲げる活動に由来するものを提供するものとする。
 - (a) リスク分析及び情報によって、不法移民又は越境犯罪のために使用される大型船又は他の船舶のための乗船又は運送の場所として確認された、特定の第三国の港湾及び海岸の選択的な監視
 - (b) 不法移民又は越境犯罪のために使用されている疑いのある又は使用されていると確認された、大型船又は他の船舶の公海上での追跡
 - (c) 不法移民又は越境犯罪のために使用されている又は使用されている疑いのある、大型船又は他の船舶の探知、確認及び追跡のための、海洋領域の特定地域の監視
 - (d) 監視及び巡視活動の最適化のために行う、海洋領域及び陸上の域外国境における特定地域の環境評価

(e) リスク分析及び情報によって、不法移民又は越境犯罪のための出発又は乗継が行われる可能性のある場所として確認された、域外国境における特定の国境外地域の選択的な監視

3. 管理協力庁は、第 1 項に掲げる情報を、次の各号に掲げるシステム、監視装置及びプラットフォームから収集され得るデータの結合及び分析によって提供するものとする。
 - (a) 法的根拠に基づいた船位通報システム
 - (b) 衛星画像
 - (c) あらゆる自動車、大型船又は他の船舶に搭載された監視装置
4. 管理協力庁は、各国調整センターの要請を、技術的、財政的又は運用上の理由から謝絶することができるものとする。管理協力庁は、その謝絶の理由について、適切な時期に当該の各国調整センターに通知するものとする。
5. 管理協力庁は、第 2 項に掲げられた [情報の提供に係る] 監視手段を、共通の国境外インテリジェンス情報概観図に関連する情報を収集するために、自らの責任で使用することができるものとする。

第 13 条 個人データの処理

1. 国別情勢概観図を、個人データの処理のために使用する場合には、そのデータは指令 95/46/EC⁽¹³⁾、枠組決定 2008/977/JHA⁽¹⁴⁾ 及びデータ保護に係る適切な各国の規定に基づいて処理するものとする。
2. 欧州情勢概観図及び共通の国境外インテリジェンス情報概観図は、[個人データの処理

(13) 現行の EU データ保護指令を指す。Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:01995L0046-20031120&rid=1>>

(14) EU の警察・刑事司法協力の枠組みにおいて処理される個人データの保護について規定した、EU 理事会の枠組決定を指す。Council Framework Decision 2008/977/JHA of 27 November 2008 on the protection of personal data processed in the framework of police and judicial cooperation in criminal matters <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32008F0977&qid=1408604455286&from=EN>>

に関しては、] 船舶識別番号に係る個人データの処理のためにのみ使用することができるものとする。

個人データは、規則 (EC) No 2007/2004 の第 11ca 条⁽¹⁵⁾に基づいて処理するものとする。個人データは、同規則の第 11c 条第 3 項に掲げる目的⁽¹⁶⁾に加えて、大型船の探知、確認及び追跡という目的のためにのみ処理するものとする。個人データは、管理協力庁が受領した日から起算して 7 日以内に、又は、大型船の追跡のために時間の追加が必要な場合、その受領した日から起算して 2 か月以内に、自動的に削除するものとする。

第 3 章 対応能力

第 14 条 域外国境区域の決定

この規則のために、各加盟国は、陸上及び海上の域外国境を国境区域に分割するものとし、かつその国境区域について管理協力庁に報告するものとする。

第 15 条 域外国境区域に対する影響レベルの付与

1. 管理協力庁のリスク分析及び関係する加盟国の合意に基づいて、管理協力庁は、次の各号に掲げる影響レベルを加盟国の陸上及び海上の各域外国境区域に付与し、又はその影響レベルを変更するものとする。

(a) 問題とされる国境区域で発生している不法移民又は越境犯罪に関連する事案が、国境の安全確保に対してわずかな影響しか及

ぼさない場合においては、「低」の影響レベル

(b) 問題とされる国境区域で発生している不法移民又は越境犯罪に関連する事案が、国境の安全確保に対して中程度の影響を及ぼす場合においては、「中」の影響レベル

(c) 問題とされる国境区域で発生している不法移民又は越境犯罪に関連する事案が、国境の安全確保に対して著しい影響を及ぼす場合においては、「高」の影響レベル

2. 各国調整センターは、国別情勢概観図に保持されている情報を考慮することにより、あらゆる国境区域の影響レベルについて、その変更の必要の有無を定期的に評価するものとする。

3. 管理協力庁は、域外国境に付与された影響レベルを欧州情勢概観図において視覚化するものとする。

第 16 条 影響レベルに対応した行動

1. 加盟国は、次の各号に掲げる方法によって、域外国境区域で遂行される監視活動が付与された影響レベルに対応することを確保するものとする。

(a) 域外国境区域に「低」の影響レベルが付与されている場合には、域外国境の監視活動に責任を有する各国関係官庁は、リスク分析に基づいた定期的な監視活動を組織すること及び十分な人員及び資源が国境地域における追跡、確認及び捕捉のために準備されることを確保するものとする。

(b) 域外国境区域に「中」の影響レベルが付与されている場合には、域外国境の監視活

(15) 規則 (EC) No 2007/2004 は前掲注(4)を参照。ここで言及される第 11ca 条とは、本稿で訳出している規則 (EU) No 1052/2013 の第 23 条によって改正されて、新規に規則 (EC) No 2007/2004 に追加されるものである。本稿の翻訳の第 23 条の条文を参照。

(16) 国際犯罪に対抗するための司法・内務協力の一環として設立された欧州刑事警察機構 (ユーロポール) 等、欧州連合の法執行機関への情報の伝達等を指す。

動に責任を有する各国関係官庁は、第 a 号で取られる措置に加えて、監視活動上の適切な措置が当該国境区域において取られることを確保するものとする。そのような措置が取られる場合には、各国調整センターは、それに応じた報告を受けるものとする。各国調整センターは、第 5 条第 3 項に基づいて行われるあらゆる支援を調整するものとする。

(c) 域外国境区域に「高」の影響レベルが付与されている場合には、関係する加盟国は、第 b 号で取られる措置に加えて、当該国境区域で行動する各国関係官庁が必要な支援を与えられること及び監視活動を増強する措置が取られることを、各国調整センターを通じて確保するものとする。当該加盟国は、規則 (EC) No 2007/2004⁽¹⁷⁾に規定された共同作戦又は緊急介入を開始するための条件に基づいて、管理協力庁に支援を要請することができるものとする。

2. 各国調整センターは、第 1 項第 c 号に基づいて各国段階で取られる措置について、管理協力庁に定期的に報告するものとする。

3. 他の加盟国の又は第 19 条及び第 20 条に掲げる協定若しくは地域ネットワークが適用可能である国の国境区域に隣接した域外国境区域に対して、「中」又は「高」の影響レベルが付与されている場合には、各国調整センターは、当該の隣接する加盟国の各国調整センター又は当該の隣接する国の権限を有する関係官庁と連絡をとるものとし、及び必要な越境行動 [対応] 措置の調整に努めるものとする。

4. 加盟国が第 1 項第 c 号に基づいて [支援を] 要請し、これに応じる場合には、管理協力庁は、特に次の各号に掲げる行動によって当該加盟国を支援することができるものとする。

(a) 監視手段の共通利用に関して優先的な待遇を与えること。

(b) 規則 (EC) No 2007/2004⁽¹⁸⁾に基づいて欧州国境警備チーム [European Border Guard Teams]⁽¹⁹⁾の配置を調整すること。

(c) 規則 (EC) No 2007/2004⁽²⁰⁾に基づいて管理協力庁の支配下にある技術的設備の配置を確保すること。

(d) 他の加盟国から提供される全ての追加的支援を調整すること。

5. 管理協力庁は、関係する加盟国と共に、影響レベルの付与並びに各国段階及び欧州連合段階で取られる対応措置について、リスク分析報告書において評価を行うものとする。

第 3 編 特別規定及び最終規定

第 17 条 加盟国の他の関係官庁への任務の配分

1. 加盟国は、地方の、現地の、職務上の又はその他の管理運用上の決定を行う地位にある関係官庁に対して、第 5 条第 3 項第 c 号、第 e 号及び第 f 号に掲げられた任務及び権限を含む各々の権限の領域において、情勢認識能力及び対応能力を確保するよう命ずることができるものとする。

2. 第 1 項に基づいて任務を配分する加盟国の決定は、各国調整センターが他の各国調整センター及び管理協力庁と協力及び情報交換を

(17) 前掲注(4)

(18) 同上

(19) EU 加盟国の国境警備隊員、国境管理に係る様々な分野の専門家で構成され、管理協力庁の下で共同作戦や国境での緊急介入等の活動に参加する。

(20) 前掲注(4)

行う能力に影響を与えてはならない。

3. 各国段階の決定として事前に明確に規定された場合においては、各国調整センターは、第1項に掲げられた関係官庁に、定期的に自国の各国調整センターに報告することを条件に、地方の関係官庁又は他の加盟国の各国調整センター若しくは第三国の権限を有する関係官庁との情報の伝達及び交換を行う権限を付与することができるものとする。

第18条 管理協力庁の第三者との協力

1. 管理協力庁は、他の欧州連合の組織、機関、事務所及び専門機関並びに国際機関の保有する既存の情報、能力及びシステムについて、各組織等のそれぞれの法的枠組みの中で入手可能なものを利用するものとする。
2. 第1項の規定に基づいて、管理協力庁は、特に次の各号に掲げる欧州連合の組織、機関、事務所及び専門機関並びに国際機関と〔当該各号に掲げるとおりに〕協力するものとする。
 - (a) 欧州刑事警察機構（ユーロポール）⁽²¹⁾。
欧州情勢概観図に含むべき越境犯罪に関する情報の交換を行う。
 - (b) 欧州連合衛星センター [European Union Satellite Centre]⁽²²⁾、欧州海上安全庁 [European Maritime Safety Agency]⁽²³⁾及び欧州漁業管理機関 [European Fisheries Control Agency]⁽²⁴⁾。これらの機関等は、共通利用する監視手段の提供を行う。

(c) 欧州委員会、欧州対外行動庁 [European External Action Service]⁽²⁵⁾並びに欧州連合の機関、事務所及び欧州庇護支援事務所 [European Asylum Support Office]⁽²⁶⁾を含む専門機関。これらの機関等は、管理協力庁に、欧州情勢概観図及び共通の国境外インテリジェンス情報概観図の維持に関連する情報を提供することができるものとする。

(d) 国際機関。国際機関は、管理協力庁に、欧州情勢概観図及び共通の国境外インテリジェンス情報概観図の維持に関連する情報を提供することができるものとする。

3. 第1項の規定に基づいて、管理協力庁は、欧州情勢概観図に含むべき越境犯罪に関する情報の交換を行うために、麻薬対策海事分析運用センター [Maritime Analysis and Operations Centre - Narcotics (MAOC-N)]⁽²⁷⁾及び地中海麻薬対策調整センター [Centre de Coordination pour la lutte antidrogue en Méditerranée (CeCLAD-M)]⁽²⁸⁾と協力することができるものとする。
4. 第2項及び第3項に掲げる、管理協力庁並びに欧州連合の機関、事務所及び専門機関並びに国際機関との間での情報の交換は、第7条に掲げる通信ネットワーク又は可用性、機密性及び整合性の基準を充足する他の通信ネットワーク経由で行うものとする。
5. 第2項及び第3項に掲げる、管理協力庁並びに欧州連合の機関、事務所及び専門機関

(21) 前掲注(16)

(22) EUの共通外交安全保障政策に関連する衛星情報を提供する機関。

(23) EU海域での海上の安全及び環境保護に取り組んでいる機関で、衛星による汚染の監視等を行っている。

(24) EUにおける漁業資源管理・調整等の活動を行う機関。

(25) EUの対外行動の中心となる機関で、EU外務・安全保障政策上級代表（いわゆるEU外相）の指揮の下で活動する。

(26) EUへの亡命の申請や難民の認定などの対応に関連する機関。

(27) イギリス、フランス、イタリア等のEU加盟7か国から成る国際機関で、欧州委員会の資金的支援を受けている。大西洋の海域及び空域における麻薬密輸を防止するための協力活動を展開している。

(28) フランス、イタリア、ギリシャ、モロッコ等の地中海沿岸6か国から成る国際機関で、地中海地域における麻薬密輸を防止するための活動の調整を行っている。

並びに国際機関との間で行う協力は、規則 (EC) No 2007/2004⁽²⁹⁾並びに関係する欧州連合の機関、事務所及び専門機関並びに国際機関の各々の法的基礎に基づく作業取極めの一環として規制するものとする。機密情報の取扱いに関して、上述の取極めは、欧州連合の機関、事務所及び専門機関並びに国際機関が、管理協力庁の適用する安全確保上の規則及び基準と同等の規則及び基準を遵守することを規定するものとする。

6. 第 2 項及び第 3 項に掲げる、欧州連合の機関、事務所及び専門機関並びに国際機関は、欧州国境監視システムに関連して受領した情報を、各機関の法的枠組みの範囲内でのみかつデータ保護の要件を含む基本的な諸権利に沿った形でのみ、使用するものとする。

第 19 条 アイルランド及びイギリスとの協力

1. この規則のために、アイルランド及びイギリス⁽³⁰⁾との情報交換及び協力は、アイルランド又はイギリスの各々及び 1 つ又はいくつかの隣接する加盟国の間での、2 国間若しくは多国間の協定に基づいて又はその協定に基づく地域ネットワークを通じて行うことができるものとする。加盟国の各国調整センターは、欧州国境監視システムの枠内におけるアイルランド及びイギリスの対応する関係官庁との情報交換の連絡窓口であるものとする。前述の協定を締結した場合には、欧州委員会に報告するものとする。
2. 第 1 項に規定する協定は、加盟国の各国調整センター及びアイルランド又はイギリスの対応する関係官庁との間で行う、次の各号に掲げる情報の交換に限定するものとする。
 - (a) 加盟国の国別情勢概観図が保持する情報で、欧州情勢概観図及び共通の国境外イン

テリジェンス情報概観図のために管理協力庁に伝送する情報

- (b) アイルランド及びイギリスが収集した情報で、欧州情勢概観図及び共通の国境外インテリジェンス情報概観図に関連する情報
 - (c) 第 9 条第 9 項に掲げる情報
3. 管理協力庁又は第 1 項に規定する協定の当事者でない加盟国が欧州国境監視システムに関連して提供する情報は、事前に管理協力庁又は当該の加盟国の許可がない場合には、アイルランド又はイギリスと共有してはならないものとする。加盟国及び管理協力庁は、その [事前の許可がない] 情報をアイルランド又はイギリスと共有することを拒否する義務を負うものとする。
 4. この条に基づいて交換する情報を第三国又は第三者に対して、さらに伝送又は伝達することは禁止するものとする。
 5. 第 1 項に規定する協定は、その協定の実施においてアイルランド及びイギリスの参加により生ずる財政的成本に関する規定を含むものとする。

第 20 条 隣接する第三国との協力

1. この規則のために、加盟国は、1 つ又はいくつかの隣接する第三国と情報の交換及び協力を行うことができるものとする。その情報の交換及び協力は、2 国間若しくは多国間の協定に基づいて又はその協定に基づいて構築した地域ネットワークを通じて行うものとする。加盟国の各国調整センターは、隣接する第三国との情報の交換の連絡窓口であるものとする。
2. 第 1 項に規定するいかなる協定もその締結の前に、関係する加盟国は、その協定について欧州委員会に報告するものとし、欧州委員

(29) 前掲注(4)

(30) 原文表記は 'United Kingdom' であるが、訳語は「イギリス」としている。

会は、その協定の欧州国境監視システムに関連する規定が、この規則に従うものであることを検証するものとする。協定の締結の後、関係する加盟国は欧州委員会にそれを報告するものとし、欧州委員会は、欧州議会、理事会及び管理協力庁にそれを通知するものとする。

3. 第1項に規定する協定は、EU基本権憲章及び難民の地位に関する条約、特にノン・ルフールマン原則⁽³¹⁾を含む基本的な諸権利及び国際的な保護に関連する欧州連合の法及び国際法に従うものとする。
4. 欧州国境監視システムの枠組みにおいて第三国と行ういかなる個人データの交換も、この規則のために絶対的に必要であるものみに、厳格に制限するものとする。その個人データの交換は、指令95/46/EC⁽³²⁾、枠組決定2008/977/JHA⁽³³⁾及びデータ保護に係る適切な各国の規定に基づいて行うものとする。
5. 国際的な保護を求める要求を提出して審査中の、又は拷問、非人道的及び屈辱的な取扱い若しくは処罰、若しくはその他の基本的な諸権利の侵害を受ける重大な危険にさらされている、個人又は個人の集団を特定するために使用する可能性のある情報を第三国に提供することになる場合には、第1項に規定するいかなる情報の交換も禁止するものとする。
6. 第1項に規定するいかなる情報の交換も、隣接する第三国と締結された2国間及び多国間の協定で定めた諸条件に従うものとする。

7. 管理協力庁又は第1項に規定する協定の当事者でない加盟国が欧州国境監視システムに関連して提供する情報は、事前に管理協力庁又は当該加盟国の許可がない場合には、その協定の当事者である第三国と共有してはならないものとする。加盟国及び管理協力庁は、その[事前の許可がない]情報を当該の第三国と共有することを拒否する義務を負うものとする。
8. この条に基づいて交換する情報を他の第三国又は第三者に対して、さらに伝送又は伝達することは禁止するものとする。
9. 監視手段の共通利用によって獲得した情報の第三国とのいかなる交換も、その監視手段を統括する法規に従うものとし、同様に指令95/46/EC⁽³⁴⁾、規則(EC) No 45/2001⁽³⁵⁾及び枠組決定2008/977/JHA⁽³⁶⁾の関連規定にも従うものとする。

第21条 手引書

1. 欧州委員会は、加盟国、管理協力庁及びその他の全ての関係する欧州連合の機関、事務所又は専門機関との密接な協力によって、欧州国境監視システムの実施及び管理のための実用的な手引書(以下「手引書」)を利用可能とするものとする。手引書は、技術上及び運用上の、指針、推奨及び優良事例を提供するものとし、それらには第三国との協力に関するものも含むものとする。欧州委員会は、手引書を勧告の形式で採択するものとする。

(31) 前掲注(3)

(32) 前掲注(13)

(33) 前掲注(14)

(34) 前掲注(13)

(35) EUの各組織・機関において処理される個人データの保護等に関して規定した、次の規則を指す。Regulation (EC) No 45/2001 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2000 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data by the Community institutions and bodies and on the free movement of such data (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32001R0045&qid=1413451638020&from=EN>)

(36) 前掲注(14)

2. 欧州委員会は、加盟国及び管理協力庁に諮問した後、欧州委員会手続規則で定められた規則に従って手引書の一部を欧州連合の「制限」³⁷⁾レベルの機密情報として区分するよう決定することができるものとする。

第 22 条 監督と評価

1. この規則のために、管理協力庁及び加盟国は、域外国境における十分な情勢認識能力及び対応能力並びにノン・ルフールマン原則³⁸⁾を含む基本的な諸権利の尊重を実現するという目的に対する欧州国境監視システムの技術上及び運営上の任務遂行を監督する手続が準備されることを確保するものとする。
2. 管理協力庁は、欧州国境監視システムの任務遂行に関する報告書を、欧州議会及び理事会に、2015 年 12 月 1 日までに及びその後 2 年ごとに提出するものとする。
3. 欧州委員会は、欧州国境監視システムの全体評価を、欧州議会及び理事会に、2016 年 12 月 1 日までに及びその後 4 年ごとに提示するものとする。この評価は、[この規則の] 諸目的に対して達成された成果、基礎を成す根本的原則の継続的有効性、加盟国における及び管理協力庁によるこの規則の適用状況並びに基本的な諸権利の遵守とその諸権利への影響に関する査定を含むものとする。この評価は、もし必要な場合には、この規則の修正の提案を伴うものとする。
4. 加盟国は、管理協力庁に、第 2 項に掲げられた報告書の草稿の作成に必要な情報を提供するものとする。

管理協力庁は、欧州委員会に、第 3 項に掲げられた [全体] 評価の作成に必要な情報を提供するものとする。

第 23 条 規則 (EC) No 2007/2004 の改正

この規則により、規則 (EC) No 2007/2004 を、次のように改正する。

- (1) 第 2 条第 1 項第 i 号を、次のように改正する。

「[管理協力庁は、] 欧州の国境を監視するシステムの発展及び運営のために、並びに適切な場合には、特に欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 1052/2013 (*) に基づく欧州国境監視システムの枠組みの構築、維持及び調整による、諸システムの相互運用性を含む共通の情報共有を行う環境の発展に対して、必要な援助を提供する。

(*) 欧州国境監視システム (EUROSUR) を創設する 2013 年 10 月 22 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 1052/2013 (欧州連合官報 L 295 号, 2013 年 11 月 6 日, p.11).」

- (2) [第 11c 条の次に] 次の 1 条を加える。

「第 11ca 条 欧州国境監視システムの枠組みにおける個人データの処理

管理協力庁は、規則 (EU) No 1052/2013 第 13 条第 2 項のとおり個人データを処理することができるものとするが、その条項は、この規則 [規則 (EC) No 2007/2004] の第 11a 条³⁹⁾に掲げる方法に基づいて適用するものとする。特に、この個人データの処理は必要性及び比例性の原則を尊重するものとし、かつ、管理協力庁の処理し

³⁷⁾ 前掲注(6)

³⁸⁾ 前掲注(3)

³⁹⁾ 規則 (EC) No 2007/2004 は前掲注(4)を参照。第 11a 条は、管理協力庁による個人データの処理について、前掲注(34)の、EU の各組織・機関において処理される個人データの保護等に関する規則が適用されることを規定している。

たこの個人データを第三国に対してさらに
伝送又は伝達することは禁止するものとす
る。」

第 24 条 施行と適用

1. この規則は、欧州連合官報におけるその公
布⁽⁴⁰⁾後 20 日目から施行されるものとする。
2. この規則は、2013 年 12 月 2 日から適用さ
れるものとする。
3. ブルガリア、エストニア、ギリシャ、スペ
イン、フランス、クロアチア、イタリア、キ
プロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、
マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニ
ア、スロベニア、スロバキア及びフィンラン
ドは、第 5 条に基づいて各国調整センターを
2013 年 12 月 2 日から設立するものとする。

残りの加盟国⁽⁴¹⁾は、第 5 条に基づいて各国
調整センターを 2014 年 12 月 1 日から設立す
るものとする。

この規則は、その全てが拘束力を有するも
のとし、かつ [欧州連合の] 諸条約に基づい
て加盟国に直接適用されるものとする。

2013 年 10 月 22 日、ストラスブールにて

欧州議会議長 M. シュルツ

理事会議長 V. レスケヴィシウス

附則

次の各号に掲げる諸原則は、欧州国境監視シ

ステムの枠組みの様々な構成要素を設定、運営
及び維持する場合に考慮されるものとする。

- (a) 利害の一致する共同体の原則：各国調整
センター及び管理協力庁は、欧州国境監視
システムの枠組みにおける情報共有及び協
力のための利害の一致する特別な共同体を
形成するものとする。利害の一致する共同
体 [の原則] は、共有される目的、要件及
び利害を追求して情報を交換する様々な各
国調整センター及び管理協力庁を組織する
ために使用されるものとする。
- (b) 一貫した管理と既存の構造の使用の原則
：管理協力庁は、欧州国境監視システムの
枠組みの様々な構成要素の間の一貫性を確
保するものとし、その確保の方法としては、
各国調整センターへの指針及び支援の提供
並びに情報及び技術の相互運用性の促進を
含むものとする。欧州国境監視システムの
枠組みは、欧州連合の通常予算の使用を最
適化し及び重複を回避するために、可能な
限り、既存のシステム及び能力を利用する
ものとする。この文脈において、欧州国境
監視システムは、共通情報共有環境⁽⁴²⁾との
完全な互換性を備えることで、欧州連合に
おける分野横断的な情報交換のための、調
整された及び費用効果の高い方法に貢献し
及びその方法から利益を得られることから、
そのような互換性を備えるように構築され
るものとする。
- (c) 情報の共有と情報の保証の原則：欧州国
境監視システムの枠組みにおいて利用可能

(40) 公布は 2013 年 11 月 6 日である。

(41) アイルランドとイギリスは除外される。なおデンマークは、欧州連合条約及び欧州連合運営条約の第 22 議定書（デンマークの立場に関する議定書）に基づいて、シェンゲン領域に係る EU 関連法規に関しては、同国の国内法の制定によって初めてその当該 EU 関連法規の適用を受ける形式を取っており、本稿の規則に関しても同様である。

(42) 共通情報共有環境（Common Information Sharing Environment）は、EU の海域での国境管理、海運、漁業、環境保護等の異なる分野における既存のシステムやネットワークの統合運用を指し、現在その構築が進められているものである。

な情報は、特別な制限が規定されていない又は合意されていない場合は、全ての各国調整センター及び管理協力庁に利用可能であるものとする。各国調整センターは、各国の、欧州の及び国際的な段階で交換される情報の可用性、機密性及び整合性を確保するものとする。管理協力庁は、欧州の及び国際的な段階で交換される情報の可用性、機密性及び整合性を確保するものとする。

(d) 有用性志向及び標準化の原則：様々な欧州国境監視システムの能力は、有用性を志向する [service-oriented] 方法で行使されるものとする。管理協力庁は、可能な限り、欧州国境監視システムの枠組みが国際的に

合意された基準に基づくことを確保するものとする。

(e) 柔軟性の原則：組織、情報及び技術は、欧州国境監視システムの利害関係者が、変化する情勢に柔軟な及び体系化された方法で対応できるように設計されるものとする。

理事会の声明

欧州国境監視システムは、移民の保護及び移民の生命の救出の改善に貢献するであろう。理事会は、海洋での捜索及び救難という活動が、国際条約の枠組みにおいて加盟国が行使する権限であることを想起するものである。

(かとう ひろし)